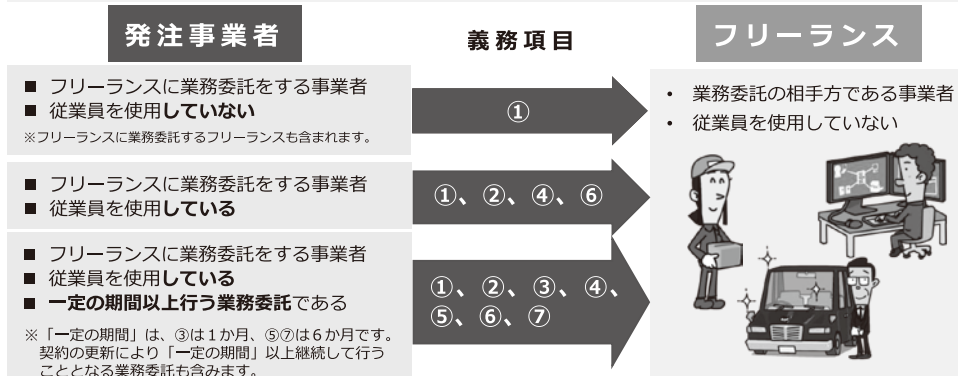


フリーランスの取引に関する新しい法律 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」 が令和6年11月1日より適用されます

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）
までお問合せください。



令和6年6月改訂 リーフレットNo.13

● 事業者向けアンケートのご協力をお願い

愛知労働局では「フリーランスとの取引実績」についてアンケートを実施しています。二次元コードを読み取るか、URLを入力しアクセスしてください。
https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou23/202405_01_aichi_freelance



多様な働き方が認められる一方で実態としては労働者と同じ扱いにされている等のトラブルも発生しています

● フリーランスと労働者との違い ●

フリーランスと労働者との違いは、フリーランスは雇用契約ではなく、「業務委託契約」を結ぶことです。勤務時間や勤務場所が縛られることがなく自由度が高い一方で、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令のルールが適用されません。

● 「労働者」かどうかの判断 ●

形式的には雇用契約を締結せず、フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」かどうか判断されることになります。

● ガイドラインが策定されています ●

事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにした「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が策定されていますので、参考としてください。

厚生労働省ホームページ
「フリーランスとして安心して働ける環境を整備
するためのガイドライン」令和6年10月18日改定



(1) 「使用従属性」に関する判断基準

① 「指揮監督下の労働」であること

- 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- 業務遂行上の指揮監督の有無
- 拘束性の有無
- 代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素）

② 「報酬の労務対償性」があること

(2) 「労働者性」の判断を補強する要素

- 事業者性の有無
- 専属性の程度

※労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）
（昭和60年12月19日）で示された判断基準に基づく

フリーランス・事業者間取引適正化等法説明会のアーカイブ動画公開中

厚生労働省

厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁主催のフリーランス・事業者間取引適正化等法の説明会を、令和6年7月から8月にかけて全国8ブロックで開催いたしました。うち、令和6年7月24日に東京会場で開催した同説明会のアーカイブ動画を厚生労働省YouTubeにて公開しています。説明に使用している資料は本ページに「パンフレット」として掲載しておりますので、必要に応じお手元にご準備いただきご覧ください。

